

四條畷市福祉計画検討委員会 議事録（障がい福祉課）

日時：平成29年3月2日（木）午後2時15分～2時50分

於：四條畷市役所本館3階委員会室

＜出席委員＞小寺委員長・北川副委員長・高尾委員・山上委員・志村委員・浅井委員・湯元委員・塩野委員・篠田委員・矢田委員・福田委員・小寺委員・橋垣委員・守屋委員・森田委員

1 開会

2 健康福祉部長挨拶

3 平成28年度の各計画の取組みについて
なわて障がい者プラン・障がい福祉計画

障がい者基本計画（第3期なわて障がい者プラン）及び障がい福祉計画（第5期四條畷市障がい福祉計画）策定に関する資料をもとに説明を行う。

■障がい者基本計画とは

障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」

市町村は、国障がい者基本計画及び都道府県障がい者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

■障がい福祉計画とは

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

＜策定内容＞

（定める事項）

①障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

- ②各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- ③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
(定めるよう努める事項)
- ①障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保の方策
- ②指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

■策定理由

第2期なわて障がい者プランでは、市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが「当たり前の生活」を実現できる自立支援社会づくりを計画の基本理念に掲げ、取り組んでいるところですが、計画期間が平成29年度で終了するため、第3期なわて障がい者プランを策定します。

第4期四條畷市障がい福祉計画では、①自己選択と自己決定に基づく自立支援体制づくり ②多様な主体による協働 ③障がい者を取り巻く新たな課題への対応を基本的視点に掲げ、取り組んでいるところですが、計画期間が平成29年度で終了するため、第5期障がい福祉計画を策定します。

■策定方法

四條畷市福祉計画検討委員会条例第5条に基づく専門部会である「四條畷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門部会」を設置し、計画（案）の策定を行います。

■四條畷市障がい福祉計画策定専門部会について

- 1 開催回数 平成28年度年1回程度、平成29年度年3回程度
- 2 開催時間 平日 2時間程度
- 3 開催場所 四條畷市役所内会議室を予定
- 4 部会員数 20人
- 5 部会員の任期 平成29年2月1日から平成30年3月31日

■スケジュール（案

平成29年

2月 第1回 計画策定専門部会 「アンケートについて検討」

2月～3月

アンケートの実施

3月 第1回 福祉計画検討委員会 「専門部会設置等の報告」

3月～5月

アンケートの集計・分析・ヒアリング～

6月 第2回 計画策定専門部会 「アンケート結果の報告」

「計画の方向性検討」

7月～8月

素案の作成

9月 第3回 計画策定専門部会 「計画（素案）に対する意見交換・修正」

11月 第4回 計画策定専門部会 「計画（原案）検討」

11月 第1回 障がい者自立支援協議会 「計画（原案）について意見聴取」

12月 （書面確認）第5回 計画策定専門部会 「計画（原案）確認・修正」

1月 パブリックコメント実施

2月 第2回 福祉計画検討委員会 「計画案諮問」

3月 第3回 福祉計画検討委員会 「計画に係る答申」

3月 市長決裁

3月 製本

事務局 四條畷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門部会について、四條畷市福祉計画検討委員会条例に基づく専門部会ですが、委員長の了承のもと、平成29年2月1日に要綱を施行し、専門部会を設置、平成29年2月14日に四條畷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門部会を開催しました。

策定スケジュールの確認とアンケートについて検討を行い、今後は計画の方向性等を検討していく予定となっております。

委員長 質問等なければ、計画の進捗状況の説明をお願いします。

事務局より、福祉計画検討委員会資料をもとに説明を行う。

施策目標 1

- 1 安心して支援・サービスを受けられる仕組みづくり
 - (1) 相談・情報提供体制の充実
 - (2) 障がい者の権利を守る仕組み
 - (3) 障がい者のケアマネジメント

■課題

- ① タイムリーな相談機会の確保
- ② 適切な情報提供（必要なときに情報を得られるようにしてほしい）
- ③ 障がい者手帳の有無にかかわらず相談できる場所の確保
- ④ 手続きの簡素化（代筆や代読、相談者のニーズに答える対応）
- ⑤ 計画相談の推進

■実績

- ① 障がい者基幹相談支援センターの設置による障がい者相談の強化

- ② 特定相談支援事業所の増設

H27.3末 特定相談支援事業所 4か所

H29.2現在 特定相談支援事業所 10か所 (H28.10 1か所増加)

- ③ 計画相談の推進

| | 障がい者総合支援法分 | | | | 児童福祉法分 | | | |
|--------|---------------|----------|--------|-------|---------------|----------|--------|-------|
| | 障がい福祉サービス受給者数 | 計画作成済み人数 | セルフプラン | 達成率% | 障がい児童通所支援受給者数 | 計画作成済み人数 | セルフプラン | 達成率% |
| H26.12 | 429 | 98 | 0 | 22.8 | 89 | 7 | 0 | 7.9 |
| H27.12 | 457 | 326 | 153 | 71.3 | 147 | 113 | 55 | 76.9 |
| H28.12 | 481 | 481 | 224 | 100.0 | 201 | 201 | 91 | 100.0 |

- ④ 基幹相談支援センターでのピアカウンセラー事業の啓発・障がい者サロンの開始

⑤ 障がい者虐待防止センターでの対応 H28通報19件 (H29.1末現在)

⑥ 障がい者虐待防止研修の開催 H29.2

⑦障害者差別解消法への取組み（職員対応要領の策定 H28.4・相談窓口等の啓発 H28.4・障がい者差別解消支援地域協議会の設置・開催 H28.12）

■今後の方向性

- ①計画相談支援の推進（人員の確保・質の担保）
- ②障がい者相談員の活用
- ③ピアカウンセラー事業の啓発強化、障がい者サロンの充実
- ④障がい者虐待防止センターの機能強化（モニタリング等の強化）
- ⑤障害者差別解消法への対応
（障がい者差別解消支援地域協議会での差別事案の検討や合理的配慮の検討）
- ⑥各相談機関の連携強化
- ⑦ホームページ等による啓発

施策目標2 在宅生活を支援する仕組みづくり

- (1) 住み慣れた在宅での生活の支援
- (2) 在宅介護の支援
- (3) 日常生活の自立を促す支援
- (4) 緊急時の安心・安全の確保

■課題

- ①親亡き後の不安
- ②自立を支援する体験の充実
- ③短期入所の充実
- ④グループホームの整備

■実績

- ①宿泊体験室利用生活訓練事業の実施
- ②生活サポート事業および宿泊体験室利用生活訓練事業の見直し
- ③地域生活支援拠点の検討
（現在、空家等の活用による拠点整備と既存施設の活用の面的整備について検討中）
- ④短期入所施設増加への働きかけ
四條畷荘・しとみやの家の障がい者のショートステイの実施
- ⑤グループホーム増加への働きかけ（H28.4.1 しとみやの家開所）
- ⑥避難行動要支援者名簿の整備
名簿の整備と関係機関への名簿の情報提供についての同意

- ⑦防災訓練時に福祉班の対応について検証
- ⑧福祉避難所を整備（すべて☆なわて）
- ⑨計画相談の推進（特定相談支援事業所の増設・セルフプランの導入）

■今後の方向性

- ①地域生活支援拠点の整備
 - ②高齢障がい者への対応
(高齢福祉課との連携・聴覚障がい者の高齢化・介護保険との調整・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 H30.4)
 - ③生活サポート事業および宿泊体験室利用生活訓練事業の見直し
 - ④聴覚障がい者への災害時の情報提供方法等の検討（FAXは時間がかかる。）
 - ⑤避難行動要支援者個別支援計画の作成
- 施策目標3 自己実現と社会参加を支援する仕組みづくり
- (1) 社会参加支援
 - (2) コミュニケーション支援
 - (3) 就労に必要な技能の習得・向上支援
 - (4) 就労の場の拡充・雇用対策の強化
 - (5) 工賃向上の取組み

■課題

- ①障がい者理解の働きかけ
- ②障がい者（児）の集える機会・場所の確保
- ③就労移行等への支援
- ④工賃向上
- ⑤障がい者インターンシップ事業の拡大

■実績

- ①障がい者理解促進研修等の実施
(障害者差別解消法研修・障がい者虐待防止研修・成年後見制度研修・職員研修)
- ②ふれあいキャンペーンの実施（イオンでのチラシ配布と授産製品の販売）
- ③身体障害者福祉会ろうあ部会企画の障がい児の集う機会への支援
- ④共同受注、障がい者優先調達等について学習会・企業見学
- ⑤障がい者自立支援協議会への商工会の参加 H28.3～
- ⑥障がい者優先調達指針の策定と結果の公表

調達実績 H25 75,000 円 H26 380,275 円 H27 2,171,313 円

■今後の方向性

- ①継続した障がい者理解促進研修の継続実施
 - ②障がい者サロン等の活性化
 - ③コミュニケーション支援の充実（手話言語条例制定・入院時等のコミュニケーション支援等の検討）
 - ④商工会との連携の強化（インターンシップの実施・授産製品の販売等）
 - ⑤障がい者優先調達指針の推進（庁内連絡会等の立ち上げ・事業の洗い出し・優先調達）
 - ⑥工賃向上の取組み
(障がい者就労支援事業所等で作成した製品の販売の機会等の確保・共同受注等)
 - ⑦障がい者インターンシップ事業の見直し（全庁展開等）
 - ⑧地域活動支援センターの整備
- 施策目標4 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
- (1) 地域での住まいの提供
 - (2) 地域移行を推進する支援

■課題

- ①地域移行を支援する体制の強化
- ②住居等の確保

■実績

- ①自立支援協議会地域移行推進部会での地域移行への取組み
- ②宿泊体験室利用生活訓練事業の実施
- ③生活サポート事業および宿泊体験室利用生活訓練事業の見直し

■今後の方向性

- ①生活サポート事業の要綱改正等により、宿泊体験室利用生活訓練事業等の活性化を図り、地域移行、地域定着を推進する。
- ②グループホーム等の整備
- ③地域生活支援拠点の整備

施策目標 5 障がい児の健やかな成長を支援する仕組みづくり

- (1) 情報提供・相談支援の充実
- (2) 障がい児支援サービスの充実

■課題

- ①相談機関の明確化
- ②児童の短期入所施設の整備
- ③通学支援制度の充実
- ④発達相談の充実
- ⑤巡回相談の実施
- ⑥療育の充実
- ⑦リハビリテーションの充実
- ⑧学習の支援
- ⑨親支援の実施
- ⑩福祉・教育間の連携の強化

■実績

- ①児童発達支援センターの整備 (H28. 4. 1)
- ②児童発達支援センターでの、保育所等訪問支援事業、障がい児計画相談、巡回相談の実施
- ③児童発達支援センターでの就学後の相談の実施
- ④放課後等デイサービス事業所の整備 (H27. 3末 5か所 H28. 3末 11か所 H29. 1末 10か所)
- ⑤児童発達支援センターでの研修会の開催
- ⑥通学支援制度の拡充 H28. 4から保護者の就労・介護等のやむをえない理由を追加予定
- ⑦放課後等デイサービス事業所連絡会の設置

■今後の方向性

- ①障がい児福祉計画の策定 (障がい福祉計画と一体化)
- ②児童発達支援センター事業の推進
- ③相談支援の充実
- ④保育所等訪問支援事業の推進
- ⑤リハビリテーションの推進
- ⑥保護者支援の充実 (ペアレントトレーニング等の実施)
- ⑦関係各課との連携の強化 (サポートブックの作成準備)
- ⑧情報提供、啓発の強化

福祉計画検討委員会資料に関して質疑応答

- 委員 毎回、目標や課題がまとまっていて、大変な業務ではあるがよく取り組んでいると思う。平成28年度は課題が26件、今後の方向性が35件もあり、現状の予算と人員体制で取り組んでいくのだろうか疑問に感じる。障がい者支援のため、市長に対してその点をしっかりと訴えていくべきだと思う。
- 事務局 市長の所信表明には、直接的に障がい者等に関することばは無かったが、市長は障がい福祉に関して重要な業務であることを認識されている。人員体制について、休職している職員もおり、適正な業務が遂行できるよう引き続き要求していきたい。課題や今後の方向性については、障がい福祉課職員が達成に向けて取り組んでいくことはもちろん、障がい福祉機関関係者や市民の皆様などの力も借りて、協力して取り組んでいきたい。一つ一つの課題を実施していくよう努力します。
- 委員 障がい福祉分野については、国も様々な施策を打ち出していくだろうし、課題も積み重なって減らないと思う。資料に記入されていない課題も多いのが現状。行政だけではなく、地域の力もないと、様々な課題に対応できないと思う。地域とのネットワークをより強固なものにしてほしい。また、市長には引き続き、障がい福祉に対する予算確保と人員体制に関して訴えていってもらい、課題解決に向けて頑張って取り組んでもらいたい。
- 委員長 他に意見や質問はないようなので、「なわて障がい者プラン・障がい福祉計画」についての審議は終了させていただきます。